

民法再チャレンジ①

林雄希

第一 BはAとの売買契約を民法96条1項に基づいて取消し、Cに対して、所有権に基づき甲土地の引渡しを求めると考えられる。 OK

- 1 民法96条1項の取消権発生の要件は①詐欺者の故意(錯誤に陥れ、その結果、意思表示をさせる故意があること)、②違法な欺罔行為の存在、③その欺罔行為による錯誤、④その錯誤による意思表示である。

これらの要件が充たされる事により、取消権が行使され、その意思表示は、民法121条により遡及的無効になる。 が認められ。

また、取消権行使により遡及的無効となるため、第三者は、無権利者からの取得となるため、原則として本人は登記の要否にかかわらず、取消権を行使することができると解する。 OK

- 2 本件について、Aの事業は極めて不振となり、絶望的な状況であったにも関わらず、その事を黙ったまま、Bに対して、最近、地域の再開発の仕事も手掛けており、投資を必ず成功させると言って取引を持ちかけていることから、他人を騙して錯誤に陥らせる故意と、その錯誤により一定の意思表示をさせようとする故意があり、①詐欺者の故意は認められる。そしてAは実際には、地域の再開発の仕事は手掛けておらず、さらにAの事業は不振なり絶望的な状況であったにも関わらず、この事をBに黙っていることからAのかかる取引の提案は、②違法な欺罔行為であると言える 黙っているから違法ではない?

そして、Bはかかる事情について多少の不安はあったものの、資産が増える事について魅力を感じたことから、話に応じており、Bに錯誤があり、その錯誤によって意思表示をしていることから③その欺罔行為による錯誤があり、④その錯誤による意思表示があると言える。

事実の3問
OK

どういう錯誤
ですか?
錯誤の定義を
書けていますか?

3 よって、B は民法 96 条 1 項の取消権発生の要件を充たしており、民法 121 条により BA 間の取引は、遡及的に無効となることから、B は C に対して所有権に基づき甲土地の引渡しを求めることが出来ると考えられる。

第二 C としては、B が取消権を行使し、BA 間の取引が遡及的に無効となるとすると、甲土地を取得できないという事にあるので、自身が民法 96 条 3 項により保護される第三者であると反論することが考えられる。

1 民法 96 条 3 項は「詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない」としており、その制度趣旨は、取消権の遡及効を制限し善意無過失の第三者を保護し、取引の安全を保護しようとした点にあり、かかる制度趣旨に照らすと、詐欺から保護される第三者は、詐欺による意思表示によって生じた法律関係につき、新たに法律上の利害関係を有するに至った第三者を意味する者として限定し、遡及効によって影響を受け得る取消し前の第三者であると解するべきである。 OK

また第三者は、取消し前に利害関係を有するに至った場合、被詐欺者は、詐欺取消しを第三者に対抗することができない結果として、無権利者と扱われることから、第三者が物権の取得を対抗するために、登記の要しないと解する。 OK

無権利者だから
登記不要に
直接争われる
手ですか？

2 本件について、C は、詐欺による意思表示によって生じた法律関係につき、新たに法律上の利害関係を有するに至った第三者である。そして C につき、B が BA 間の取引について 96 条 1 項に基づき取消権を行使するより以前に AC 間の取引がなされていることから、遡及効によって影響を受けるより 以前の第三者であると言え。 OK

もう少し
説明
欲しいです。

3 よって、Cは、自らが96条3項により保護される第三者であると反論すると考えられる。

第三 Bによる民法96条1項の詐欺取消し後に第三者が現れた場合、

BはCが現れる前に登記をAから移転することができたにも関わらず、かかる登記をしなかったのであるから、このような場合、AからBへの復歸的物権変動があったものとみなし、その後第三者が現れたのであるから、あたかもAからBとCへ二重譲渡類似の関係に立つため、BC両者は対抗関係に立つと考えられるか、問題となる。

文章の読みが
適当ではない。
取消=無効と
なり、AからBに
所有権戻ると
考えられ、
復歸的物権
変動となります。

1 被詐欺者は、取消権行使後、直ちに登記の移転しておらず、仮に登記をしていれば、かかる第三者の出現可能性も低かったであろうことから帰責性がある。このことから、被詐欺者は、第三者との間で、二重譲渡類似の関係に立ち、第三者に取消権を行使するために、民法177条により、登記を備えないと、第三者に対抗することができないと解する。

詐欺に被害
趣旨を認め
て下す。

また、第三者は、遡及的無効があるため、取消し前に新たに利害関係に立ったものに限定されるという趣旨からすると、取消し後に第三者が現れた場合、物権取得を対抗できなくなる。しかし、上述のように、被詐欺者の帰責性が大きい為、被詐欺者と第三者の利益衡量の観点から、取消し後であっても、第三者の保護のために、被詐欺者に登記を具備することを要件として、被詐欺者と第三者は対抗関係に立つと解する。

2 本件について、未だAから登記の移転がされたような事実はない。

3 よって、BとCは民法177条により対抗関係に立つと考えあら

れる。177条. 登記の具備の先後により、所有権の帰属が決まる。